

国立大学法人お茶の水女子大学文教育学部履修規程

平成16年4月1日

制定

(趣旨)

第1条 国立大学法人お茶の水女子大学文教育学部の教育課程及び履修方法については、国立大学法人お茶の水女子大学学則、国立大学法人お茶の水女子大学複数プログラム選択履修制度実施規則又はこれに基づく別段の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

(履修コース・グローバル文化学環)

第2条 広領域に及ぶ幅広い知識と、高度で実践的な専門的知識を教育するため、学科ごとに、履修方法を異にする履修コース及びグローバル文化学環(以下「環」という。)を設ける。

2 前項の履修コース及び環に係る履修方法については、別に定める。

(授業科目の区分)

第3条 授業科目は、コア科目、専門教育科目、学部共通科目、全学共通科目、教職課程科目及び外国人留学生特別科目とする。

2 コア科目は、文理融合リベラルアーツ、基礎講義、情報、外国語(英語、ドイツ語、フランス語、中国語、ロシア語、朝鮮語、スペイン語、イタリア語及びアジア諸語)及びスポーツ健康とする。

3 専門教育科目は、主プログラム、強化プログラム、副プログラム、学際プログラム及び専修プログラムを構成する科目とする。

4 各学科・環で共通して履修できる科目として、学部共通科目を置く。

5 全学で共通して履修できる科目として、全学共通科目を置く。

6 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める教職課程科目を置く。

7 外国人留学生に対して、外国人留学生特別科目を置く。

(他学部の授業科目の履修)

第4条 理学部、生活科学部及び共創工学部の授業科目は、これを履修することができる。

(単位の計算方法)

第5条 各授業科目の単位数の計算方法は、1単位が45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効

果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、個人指導による実技及び教育実習等の授業科目については、別に定める。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究については別に定める。

(卒業要件)

第6条 卒業するためには、別表第1に定めるところにより、124単位以上を修得しなければならない。ただし、人間社会科学科教育科学コースについては、別表第1に定めるところにより、136単位以上を修得しなければならない。

2 人文科学科、言語文化学科、人間社会科学科及びグローバル文化学環において履修すべき授業科目及び単位数は、別表第3から別表第7及び別表第9に定めるところとする。また、芸術・表現行動学科においては、別表第3、別表第8及び別表第9に定めるところとする。

3 全学共通科目の授業科目及び単位数は、別表第10に定めるところとする。

4 教職課程科目の授業科目及び単位数は、別表第11に定めるところとする。また、単位の取扱いについては、別表第1備考9のとおりとする。

5 外国人留学生特別科目の授業科目及び単位数は、別表第12に定めるところとする。また、単位の取扱いについては、別表第1備考10のとおりとする。

(履修手続)

第7条 学生は、履修しようとする授業科目を所定の期日までに指定する方法により申請し、担当教員の許可を得なければならない。

2 学生が前項により履修申請した授業科目の履修を取消すには、所定の期日までに指定する方法により履修取消手続を行い、担当教員の許可を得なければならない。

3 学生が授業科目について聴講のみを希望する場合は、担当教員の許可を得なければならない。

(単位の授与)

第8条 授業科目を履修した者については、試験(論文、報告等を含む。以下同じ。)により学修の成果を評価して、所定の単位を与える。

2 試験は、原則として学年又は学期末に行うこととする。ただし、病気その他正当な理由で試験を受けることができなかった者は、別に定める手続により追試験を受けることができる。

(成績の評価)

第9条 成績の評価は、原則として試験、平常の成績及び出席状況を総合して決定する。

2 成績の評価は、「S」(基本的な目標を十分に達成し、きわめて優秀な成果をおさめている)、「A」(基本的な目標を十分に達成している)、「B」(基本的な目標を達成している)、「C」(基本的な目標を最低限度達成している)、「D」(基本的な目標を達成していない。再履修が必要である)の5種類の評語をもって表し、「S」、「A」、「B」及び「C」を合格とし、「D」を不合格とする。

3 前項の成績の評価又は科目の原成績(素点)に基づき、成績の数値平均Grade Point Average(以下「GPA」という。)を算出するものとする。GPAに関し必要な事項は別に定める。

(成績不振の学生に対する学修指導)

第10条 病気その他やむを得ない事情がないにもかかわらず、学修状況が著しく不良の者には、成績不振の学修指導を行うことがある。

2 その他学修指導に関し必要な事項は、別に定める。

(細則)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項については、文教育学部教授会が定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度入学者から適用する。
2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則(平成17年3月24日)

1 この規程は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度入学者から適用する。
2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則(平成18年3月22日)

1 この規程は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度入学者から適用する。

- 2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則（平成19年1月17日）

この規程は、平成19年1月17日から施行し、平成17年度入学者から適用する。

附 則（平成19年3月22日）

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行し、改正後の別表第3及び第3の2の規定は、平成19年度入学者から適用する。

- 2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則（平成19年10月24日）

この規程は、平成19年10月24日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

附 則（平成20年3月21日）

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度入学者から適用する。

- 2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月24日）

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度入学者から適用する。

- 2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月24日）

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度入学者から適用する。

- 2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月24日）

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度入学者から適用する。

- 2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月21日）

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度入学者から適用する。

- 2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月25日）

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度入学者から適用する。
- 2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則（平成25年9月18日）

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成26年3月26日）

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表第3から第11まで、第13及び第14の規定は、平成26年度入学者から適用する。
- 2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則（平成26年9月17日）

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年3月24日）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度入学者から適用する。
- 2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。
- 3 前2項の規定にかかわらず、第10条の改正規定は、この改正規程の施行前から引き続き文教育学部に在学する者から適用する。

附 則（平成28年3月24日）

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度入学者から適用する。
- 2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則（平成28年9月14日）

- 1 この規程は、平成28年10月1日から施行する。ただし、改正後の別表第4から第6まで及び別表第8の規定は、平成28年度入学者から適用する。
- 2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月27日）

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度入学者から適用する。
- 2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則（平成29年9月27日）

この規程は、平成29年10月1日から施行する。ただし、施行日に在籍し、かつ施行日以前に当該改正に係る授業科目を履修した者にも適用する。

附 則（平成30年3月30日）

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度入学者から適用する。
- 2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則（平成30年10月24日）

- 1 この規程は、平成30年10月24日から施行し、平成30年10月1日から適用する。
- 2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。
- 3 この規程により規定した授業科目は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成31年3月27日）

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度入学者から適用する。
- 2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月25日）

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度入学者から適用する。
- 2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月25日）

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度入学者から適用する。
- 2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月25日）

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度入学者から適用する。
- 2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則（令和4年7月20日）

- 1 この規程は、令和4年7月20日から施行し、令和4年度入学者から適用する。
- 2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

- 3 前2項の規定にかかわらず、授業科目のうち教育実習（中高）の単位数については、1単位に限り、平成31年度以降に入学し、この改正規程の施行前から引き続き人間社会学科に在学する者から適用する。

附 則（令和5年3月29日）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度入学者から適用する。
- 2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則（令和5年10月25日）

この規程は、令和5年10月25日から施行し、令和5年10月1日から適用する。

附 則（令和6年3月27日）

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度入学者から適用する。
- 2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則（令和6年7月17日）

この規程は、令和6年10月1日から施行する。

附 則（令和7年3月26日）

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度入学者から適用する。
- 2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

別表第1～12（省略）

国立大学法人お茶の水女子大学理学部履修規程

平成16年4月1日

制定

(趣旨)

第1条 国立大学法人お茶の水女子大学理学部の教育課程及び履修方法については、国立大学法人お茶の水女子大学学則、国立大学法人お茶の水女子大学複数プログラム選択履修制度実施規則又はこれに基づく別段の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

(授業科目の区分)

第2条 授業科目は、コア科目、専門教育科目、関連科目、全学共通科目、教職課程科目及び外国人留学生特別科目とする。

2 コア科目は、文理融合リベラルアーツ、基礎講義、情報、外国語(英語、ドイツ語、フランス語、中国語、ロシア語、朝鮮語、スペイン語、イタリア語及びアジア諸語)及びスポーツ健康とする。

3 専門教育科目は、主プログラム、強化プログラム、副プログラム及び学際プログラムを構成する科目とする。

4 関連科目は、各学科の基礎となる科目又はきわめて関連の深い科目であって選択として指定する。

5 全学で共通して履修できる科目として、全学共通科目を置く。

6 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める教職課程科目を置く。

7 外国人留学生に対して、外国人留学生特別科目を置く。

(他学部の授業科目の履修)

第3条 文教育学部、生活科学部及び共創工学部の授業科目は、これを履修することができる。

(単位の計算方法)

第4条 各授業科目の単位数の計算方法は、1単位が45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、15時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験及び実習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、教育実習については、別に定める。

2 前項の規定にかかわらず、特別研究又はこれに準ずる授業科目については、別に定める。

(卒業要件)

第5条 卒業するためには、別表第1に定めるところにより、124単位以上を修得しなければならない。

2 各学科において履修すべき授業科目及び単位数は、別表第3から別表第7までに定めるとおりとする。

3 関連科目の授業科目及び単位数は、別表第8に定めるとおりとする。

4 全学共通科目の授業科目及び単位数は、別表第9に定めるとおりとする。

5 教職課程科目の授業科目及び単位数は、別表第10に定めるとおりとする。また、単位の取扱いについては、別表第1備考9のとおりとする。

6 外国人留学生特別科目の授業科目及び単位数は、別表第11に定めるとおりとする。また、単位の取扱いについては、別表第1備考10のとおりとする。

(履修手続)

第6条 学生は、履修しようとする授業科目を所定の期日までに指定する方法により申請し、担当教員の許可を得なければならない。

2 学生が前項により履修申請した授業科目の履修を取消すには、所定の期日までに指定する方法により履修取消手続を行い、担当教員の許可を得なければならない。

3 学生が授業科目について聴講のみを希望する場合は、担当教員の許可を得なければならない。

(単位の授与)

第7条 授業科目を履修した者については、試験(論文、報告等を含む。以下同じ。)により学修の成果を評価して、所定の単位を与える。

2 試験は、原則として学年又は学期末に行うこととする。ただし、病気その他正当な理由で試験を受けることができなかつた者は、別に定める手続きにより追試験を受けることができる。

(成績の評価)

第8条 成績の評価は、原則として試験、平常の成績及び出席状況を総合して決定する。

2 成績の評価は、「S」（基本的な目標を十分に達成し、きわめて優秀な成果をおさめている）、「A」（基本的な目標を十分に達成している）、「B」（基本的な目標を達成している）、「C」（基本的な目標を最低限度達成している）、「D」（基本的な目標を達成していない。再履修が必要である）の5種類の評語をもって表し、「S」、「A」、「B」及び「C」を合格とし、「D」を不合格とする。

3 前項の成績の評価又は科目の原成績（素点）に基づき、成績の数値平均Grade Point Average（以下「GPA」という。）を算出するものとする。GPAに関し必要な事項は別に定める。

（成績不振の学生に対する学修指導）

第9条 病気その他やむを得ない事情がないにもかかわらず、学修状況が著しく不良の者には、成績不振の学修指導を行うことがある。

2 その他学修指導に関し必要な事項は、別に定める。

（細則）

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項については、理学部教授会が定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度入学者から適用する。

2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月24日）

1 この規程は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度入学者から適用する。

2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月22日）

1 この規程は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度入学者から適用する。

2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月22日）

1 この規程は、平成19年4月1日から施行し、改正後の別表第2から別表第6までの規定は、平成19年度入学者から適用する。

2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもの

のほか、なお従前の例による。

附 則（平成19年10月24日）

この規程は、平成19年10月24日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

附 則（平成20年3月21日）

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度入学者から適用する。
- 2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月24日）

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度入学者から適用する。
- 2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月24日）

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度入学者から適用する。
- 2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月24日）

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度入学者から適用する。
- 2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月21日）

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度入学者から適用する。
- 2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月25日）

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度入学者から適用する。
- 2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則（平成25年9月18日）

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成26年3月26日）

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表第3から第11までの規定は、平成26年度入学者から適用する。

- 2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則（平成26年9月17日）

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年3月24日）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度入学者から適用する。
- 2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。
- 3 前2項の規定にかかわらず、第9条の改正規定は、この改正規程の施行前から引き続き理学部に在学する者から適用する。

附 則（平成28年3月24日）

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度入学者から適用する。
- 2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則（平成28年9月14日）

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成29年3月27日）

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度入学者から適用する。
- 2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則（平成29年9月27日）

この規程は、平成29年10月1日から施行する。ただし、施行日に在籍し、かつ施行日以前に当該改正に係る授業科目を履修した者にも適用する。

附 則（平成30年3月30日）

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度入学者から適用する。
- 2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月27日）

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度入学者から適用する。
- 2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月25日）

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度入学者から適用する。
- 2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月25日）

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度入学者から適用する。
- 2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月25日）

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度入学者から適用する。
- 2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則（令和4年7月20日）

- 1 この規程は、令和4年7月20日から施行し、令和4年度入学者から適用する。
- 2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月29日）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度入学者から適用する。
- 2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則（令和5年10月25日）

この規程は、令和5年10月25日から施行し、令和5年10月1日から適用する。

附 則（令和6年3月27日）

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度入学者から適用する。
- 2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則（令和6年7月17日）

この規程は、令和6年10月1日から施行する。

附 則（令和7年3月26日）

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度入学者から適用する。
- 2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

別表第1～11（省略）

国立大学法人お茶の水女子大学生活科学部履修規程

平成16年4月1日

制定

(趣旨)

第1条 国立大学法人お茶の水女子大学生活科学部の教育課程及び履修方法については、国立大学法人お茶の水女子大学学則、国立大学法人お茶の水女子大学複数プログラム選択履修制度実施規則又はこれに基づく別段の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

(授業科目の区分)

第2条 授業科目は、コア科目、専門教育科目、学部共通科目、自由科目、全学共通科目、教職課程科目及び外国人留学生特別科目とする。

2 コア科目は、文理融合リベラルアーツ、基礎講義、情報、外国語(英語、ドイツ語、フランス語、中国語、ロシア語、朝鮮語、スペイン語、イタリア語及びアジア諸語)及びスポーツ健康とする。

3 専門教育科目は、主プログラム、強化プログラム、副プログラム、学際プログラム及び専修プログラムを構成する科目とする。

4 学部共通科目は、各学科の基礎となる科目又はきわめて関連の深い科目であって必修又は選択として指定する。

5 自由科目は、生活科学部の他学科の科目とする。

6 全学で共通して履修できる科目として、全学共通科目を置く。

7 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める教職課程科目を置く。

8 外国人留学生に対して、外国人留学生特別科目を置く。

(他学部の授業科目の履修)

第3条 文教育学部、理学部及び共創工学部の授業科目は、これを履修することができる。

(単位の計算方法)

第4条 各授業科目の単位数の計算方法は、1単位が45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

- (2) 演習については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験及び実習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、食物栄養学科が開設する専門科目については、45時間の授業をもって1単位とし、教育実習については、別に定める。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文については別に定める。

(卒業要件)

第5条 卒業するためには、別表第1に定めるところにより、124単位以上を修得しなければならない。ただし、食物栄養学科については、138単位以上を修得しなければならない。

2 人間生活学科及び心理学科において履修すべき授業科目及び単位数は、別表第3から別表第7及び別表第9に定めるとおりとする。また、食物栄養学科においては、別表第3、別表第8及び別表第9に定めるとおりとする。

3 学部共通科目の授業科目及び単位数は、別表第9に定めるとおりとする。

4 全学共通科目の授業科目及び単位数は、別表第10に定めるとおりとする。

5 外国人留学生特別科目の授業科目及び単位数は、別表第12に定めるとおりとする。また、単位の取扱いについては、別表第1備考10のとおりとする。

(教員免許状)

第6条 教職課程科目の授業科目及び単位数は、別表第11に定めるとおりとする。また、単位の取り扱いについては、別表第1備考9のとおりとする。

(履修手続)

第7条 学生は、履修しようとする授業科目を所定の期日までに指定する方法により申請し、担当教員の許可を得なければならない。

2 学生が前項により履修申請した授業科目の履修を取消すには、所定の期日までに指定する方法により履修取消手続を行い、担当教員の許可を得なければならない。

3 学生が授業科目について聴講のみを希望する場合は、担当教員の許可を得なければならない。

(単位の授与)

第8条 授業科目を履修した者については、試験(論文、報告等を含む。以下同じ。)により学修の成果を評価して、所定の単位を与える。

2 試験は、原則として学年又は学期末に行うこととする。ただし、病気その他正当な理由で試験を受けることができなかつた者は、別に定める手続により追試

験を受けることができる。

(成績の評価)

第9条 成績の評価は、原則として試験、平常の成績及び出席状況を総合して決定する。

2 成績の評価は、「S」(基本的な目標を十分に達成し、きわめて優秀な成果をおさめている)、「A」(基本的な目標を十分に達成している)、「B」(基本的な目標を達成している)、「C」(基本的な目標を最低限度達成している)、「D」(基本的な目標を達成していない。再履修が必要である)の5種類の評語をもって表し、「S」、「A」、「B」及び「C」を合格とし、「D」を不合格とする。

3 前項の成績の評価又は科目の原成績(素点)に基づき、成績の数値平均Grade Point Average(以下「GPA」という。)を算出するものとする。GPAに関し必要な事項は別に定める。

(成績不振の学生に対する学修指導)

第10条 病気その他やむを得ない事情がないにもかかわらず、学修状況が著しく不良の者には、成績不振の学修指導を行うことがある。

2 その他学修指導に関し必要な事項は、別に定める。

(細則)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項については、生活科学部教授会が定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度入学者から適用する。
2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則(平成17年2月23日)

1 この規程は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度入学者から適用する。
2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則(平成17年3月24日)

1 この規程は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度入学者から適用する。
2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則（平成18年 3月22日）

- 1 この規程は、平成18年 4月 1日から施行し、平成18年度入学者から適用する。
- 2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則（平成19年 3月22日）

- 1 この規程は、平成19年 4月 1日から施行し、改正後の別表第 1 から別表第 4 まで及び別表第10の規定は、平成19年度入学者から適用する。
- 2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則（平成19年10月24日）

この規程は、平成19年10月24日から施行し、平成19年10月 1日から適用する。

附 則（平成20年 3月21日）

- 1 この規程は、平成20年 4月 1日から施行し、平成20年度入学者から適用する。
- 2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則（平成21年 3月24日）

- 1 この規程は、平成21年 4月 1日から施行し、平成21年度入学者から適用する。
- 2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則（平成22年 3月24日）

- 1 この規程は、平成22年 4月 1日から施行し、平成22年度入学者から適用する。
- 2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則（平成23年 3月24日）

- 1 この規程は、平成23年 4月 1日から施行し、平成23年度入学者から適用する。
- 2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則（平成24年 3月21日）

- 1 この規程は、平成24年 4月 1日から施行し、平成24年度入学者から適用する。
- 2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則（平成25年 3月25日）

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度入学者から適用する。
- 2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則（平成25年9月18日）

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成26年3月26日）

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表第3から第7まで及び第9から第14までの規定は、平成26年度入学者から適用する。
- 2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則（平成26年9月17日）

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年3月24日）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度入学者から適用する。
- 2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。
- 3 前2項の規定にかかわらず、第10条の改正規定は、この改正規程の施行前から引き続き生活科学部に在学する者から適用する。

附 則（平成28年3月24日）

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度入学者から適用する。
- 2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則（平成28年9月14日）

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成29年3月27日）

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度入学者から適用する。
- 2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則（平成29年9月27日）

この規程は、平成29年10月1日から施行する。ただし、施行日に在籍し、かつ施行日以前に当該改正に係る授業科目を履修した者にも適用する。

附 則（平成30年3月30日）

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度入学者から適用する。
- 2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則（平成30年10月24日）

- 1 この規程は、平成30年10月24日から施行し、平成30年10月1日から適用する。
- 2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。
- 3 この規程により規定した授業科目は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成31年3月27日）

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行し、平成30年度入学者から適用する。
- 2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月25日）

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度入学者から適用する。
- 2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月25日）

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度入学者から適用する。
- 2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月25日）

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度入学者から適用する。
- 2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則（令和4年7月20日）

- 1 この規程は、令和4年7月20日から施行し、令和4年度入学者から適用する。
- 2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。
- 3 前2項の規定にかかわらず、授業科目のうちアントレプレナーへの道（DX演習製造業編）及びアントレプレナーへの道（DX演習PoC検証編）の履修については、この改正規程の施行前から引き続き在学する者から適用する。

附 則（令和 5 年 3 月 29 日）

- 1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、令和 5 年度入学者から適用する。
- 2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年 10 月 25 日）

この規程は、令和 5 年 10 月 25 日から施行し、令和 5 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（令和 6 年 3 月 27 日）

- 1 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年度入学者から適用する。
- 2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則（令和 6 年 7 月 17 日）

この規程は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 26 日）

- 1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 7 年度入学者から適用する。
- 2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

別表第 1 ～ 12 （省略）

国立大学法人お茶の水女子大学共創工学部履修規程

令和6年3月27日

制定

(趣旨)

第1条 国立大学法人お茶の水女子大学共創工学部の教育課程及び履修方法については、国立大学法人お茶の水女子大学学則、国立大学法人お茶の水女子大学複数プログラム選択履修制度実施規則又はこれに基づく別段の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

(授業科目の区分)

第2条 授業科目は、コア科目、専門教育科目、全学共通科目、教職課程科目及び外国人留学生特別科目とする。

2 コア科目は、文理融合リベラルアーツ、基礎講義、情報、外国語(英語、ドイツ語、フランス語、中国語、ロシア語、朝鮮語、スペイン語、イタリア語及びアジア諸語)及びスポーツ健康とする。

3 専門教育科目は、主プログラム、強化プログラム、副プログラム及び学際プログラムを構成する科目とする。

4 全学で共通して履修できる科目として、全学共通科目を置く。

5 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める教職課程科目を置く。

6 外国人留学生に対して、外国人留学生特別科目を置く。

(他学部の授業科目の履修)

第3条 文教育学部、理学部及び生活科学部の授業科目は、これを履修することができる。

(単位の計算方法)

第4条 各授業科目の単位数の計算方法は、1単位が45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、15時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験及び実習については、30時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究については別に定める。

(卒業要件)

第5条 卒業するためには、別表第1に定めるところにより、124単位以上を修得しなければならない。

2 各学科において履修すべき授業科目及び単位数は、別表第3から別表第6までに定めるとおりとする。

3 全学共通科目の授業科目及び単位数は、別表第7に定めるとおりとする。

4 教職課程科目の授業科目及び単位数は、別表第8に定めるとおりとする。また、単位の取り扱いについては、別表第1備考9のとおりとする。

5 外国人留学生特別科目の授業科目及び単位数は、別表第9に定めるとおりとする。また、単位の取り扱いについては、別表第1備考10のとおりとする。

(履修手続)

第6条 学生は、履修しようとする授業科目を所定の期日までに指定する方法により申請し、担当教員の許可を得なければならない。

2 学生が前項により履修申請した授業科目の履修を取消すには、所定の期日までに指定する方法により履修取消手続を行い、担当教員の許可を得なければならない。

3 学生が授業科目について聴講のみを希望する場合は、担当教員の許可を得なければならない。

(単位の授与)

第7条 授業科目を履修した者については、試験(論文、報告等を含む。以下同じ。)により学修の成果を評価して、所定の単位を与える。

2 試験は、原則として学年又は学期末に行うこととする。ただし、病気その他正当な理由で試験を受けることができなかつた者は、別に定める手続きにより追試験を受けることができる。

(成績の評価)

第8条 成績の評価は、原則として試験、平常の成績及び出席状況を総合して決定する。

2 成績の評価は、「S」(基本的な目標を十分に達成し、きわめて優秀な成果をおさめている)、「A」(基本的な目標を十分に達成している)、「B」(基本的な目標を達成している)、「C」(基本的な目標を最低限度達成している)、「D」(基本的な目標を達成していない。再履修が必要である)の5種類の評語をもって表し、「S」、「A」、「B」及び「C」を合格とし、「D」を不合格とす

る。

- 3 前項の成績の評価又は科目の原成績（素点）に基づき、成績の数値平均Grade Point Average（以下「GPA」という。）を算出するものとする。GPAに関し必要な事項は別に定める。

（成績不振の学生に対する学修指導）

第9条 病気その他やむを得ない事情がないにもかかわらず、学修状況が著しく不良の者には、成績不振の学修指導を行うことがある。

- 2 その他学修指導に関し必要な事項は、別に定める。

（細則）

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項については、共創工学部教授会が定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度入学者から適用する。
- 2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

別表第1～9（省略）

国立大学法人お茶の水女子大学文理融合AI・データサイエンスセンター規則

平成20年3月21日

制定

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人お茶の水女子大学組織運営規則第7条第3項の規定に基づき、国立大学法人お茶の水女子大学文理融合AI・データサイエンスセンター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、国立大学法人お茶の水女子大学（以下「本学」という。）の学内共同教育研究施設として、数理データサイエンス・シミュレーション科学又は生命情報学に関する総合的、国際的な研究及び調査を行うとともに、教育を通じて数理データサイエンス・シミュレーション科学又は生命情報学の研究者の育成に資することを目的とする。

(研究及び業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる研究及び業務を行う。

- (1) 数理データサイエンス・シミュレーション科学又は生命情報学に関する研究及び教育
- (2) 数理データサイエンス・シミュレーション科学又は生命情報学に関する情報の国際的収集及び提供
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な研究及び業務

(組織)

第4条 センターに、次に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) センター員
- (3) その他学長が必要と認めた職員

2 センターに、次に掲げる職員を置くことができる。

- (1) 副センター長
- (2) 教員
- (3) 特任教員
- (4) 客員研究員

(5) 研究協力員

(センター長)

第5条 センター長は、本学専任の教授又は准教授をもって充てる。

- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 3 その他センター長に関し必要な事項は、別に定める。

(副センター長)

第6条 副センター長は、本学専任の教授又は准教授のうちから、センター長が指名する。

- 2 副センター長は、センター長を補佐する。
- 3 副センター長の任期は2年とし、その終期が副センター長となる日の属する年度の翌年度の末日を超えることとなる場合は、翌年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(センター員)

第7条 センター員は、センターの研究及び業務に従事する。

- 2 センター員は、本学専任の教員のうちから、学長が任命する。
- 3 センター員の任期は2年とし、その終期がセンター員となる日の属する年度の翌年度の末日を超えることとなる場合は、翌年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(客員研究員)

第8条 客員研究員は、センターの研究及び業務に参画する。

- 2 客員研究員は、本学専任の教員以外の者を、学長が委嘱する。
- 3 客員研究員の任期は1年とし、その終期が委嘱する日の属する年度末を超えることとなる場合は、年度末までとする。ただし、再任を妨げない。

(研究協力員)

第9条 研究協力員は、センターの研究及び業務に協力する。

- 2 研究協力員は、本学専任の教員以外の者を、センター長が委嘱する。
- 3 研究協力員の任期は1年とし、その終期が委嘱する日の属する年度末を超えることとなる場合は、年度末までとする。ただし、再任を妨げない。

(運営委員会)

第10条 センターの管理運営に関する重要事項を審議するため、文理融合AI・データサイエンスセンター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

- 2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生等)

第11条 センターに、研究に支障がない限り、研究生及び委託生（以下「研究生等」という。）を受け入れることができる。

2 前項の研究生等の入学資格、入学手続その他必要な事項については、国立大学法人お茶の水女子大学研究生規程、国立大学法人お茶の水女子大学大学院研究生規程及び国立大学法人お茶の水女子大学委託生規程を準用する。

(事務)

第12条 センターの事務は、研究・産学連携課が行う。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年11月18日）

この規則は、平成21年11月18日から施行する。

附 則（平成23年2月23日）

この規則は、平成23年2月23日から施行し、平成23年1月1日から適用する。

附 則（平成24年1月18日）

この規則は、平成24年1月18日から施行する。

附 則（平成26年7月29日）

この規則は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

2 次に掲げる学内規則は、廃止する。

(1) 国立大学法人お茶の水女子大学シミュレーション科学教育研究センター規則

(2) 国立大学法人お茶の水女子大学シミュレーション科学教育研究センター規則運営委員会内規

附 則（令和元年5月31日）

この規則は、令和元年6月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

国立大学法人お茶の水女子大学文理融合データサイエンスプログラム評価
委員会内規

令和2年2月26日

制定

(設置)

第1条 国立大学法人お茶の水女子大学に国立大学法人お茶の水女子大学文理融合データサイエンスプログラム評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目的)

第2条 委員会は、文理融合データサイエンスプログラムの評価及び教育の方向性に係る事項を審議し、その結果をプログラムの改善に資することを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教育を担当する副学長
- (2) 研究を担当する副学長
- (3) 基幹研究院長
- (4) 総合評価室長
- (5) 外部有識者
- (6) その他学長が必要と認めた者

(任期)

第4条 前条第5号及び第6号の委員の任期は、その都度定める。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、教育を担当する副学長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(委員会の成立等)

第6条 委員会の成立には、委員の3分の2以上の出席を必要とする。

- 2 委員会の議事は他の特別の規定がない場合は、出席委員の過半数によりこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員会の同意を得て委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、学務課が行う。

(雑則)

第9条 この内規に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この内規は、令和2年2月26日から施行する。